

医師公舎室内清掃業務委託契約書（案）

愛媛県立南宇和病院 院長

（以下「甲」という。）と

とは、愛媛県立南宇和病院医師公舎室内清掃業務について、次の条項に基づき契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、別記1「仕様書」により愛媛県立南宇和病院医師公舎室内清掃業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託の期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、1部屋1回の清掃単価 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 *愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第8条 乙は、業務を実施したときは「南宇和病院医師公舎清掃記録」(以下「清掃記録」という。)に記入し、毎月業務を完了したときは、遅滞なく甲に、清掃記録を添えて業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したのち、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適正な請求書を受理した日から起算し30日以内に委託料を支払うものとする。

(消耗品、電気及び用水等)

第10条 別記仕様書に記載している消耗品等は、甲の負担で甲が準備するものとする。

2 業務に必要な電気、用水等は、甲が負担するものとする。

(作業員の責任等)

第11条 乙の作業員が甲の施設内で行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故にあっても、すべて乙の責任において措置するものとする。

2 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負い、甲が不適当と認めた者は従事させてはならない。

3 作業員は、常に一定の制服を着用し、乙の作業員であることを明瞭にしておくものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき
 - (3) 正当な理由がなく業務の履行を怠ったとき
 - (4) この契約の締結及び業務の履行に関して、不正な行為をしたとき又は甲の指示に従わなかったとき
 - (5) 業務を履行することが困難であると認めたとき
 - (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を、乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、その責に帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 天災地変の不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた故障については、乙はその責めを負わない。

(秘密の保持等)

第 14 条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。また、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(事情変更による契約の変更)

第 15 条 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情

に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県会計規則によるものとし、同規程及び同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433-1

甲 愛媛県立南宇和病院

院 長 印

乙